

インバウンド対応力強化支援事業補助金交付要綱

6 公東観産観第 7 9 3 号
令和 7 年 3 月 2 7 日決定
7 公東観産観第 8 4 3 号
令和 8 年 3 月 2 4 日一部改正

(通則)

第 1 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が実施するインバウンド対応力強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、東京都内の宿泊施設、飲食店、小売店、体験型コンテンツ提供施設等における多言語対応などを支援することにより、広く東京を訪れる外国人旅行者の受入環境を整備し外国人旅行者の利便性・快適性等の向上を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第 3 条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体又は個人とする。

- (1) 第 4 条から第 7 条に定める施設等において、この補助金により得られる財産を所有する者。
- (2) 第 8 条に定める観光バス事業者。
- (3) 第 9 条に定める観光タクシー事業者。
- (4) 第 10 条に定める中小企業団体等。
- (5) 第 11 条に定める観光関連事業者グループ。

2 ただし、次の各号に該当する団体又は個人は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）。
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの。
- (3) 国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体などから補助事業の交付決定取消し等を受けたもの、又は法令違反等不正の事故を起こしたもの。
- (4) 国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体などによる補助事業により取得し、又は効用を増加した財産について、当該補助事業所定の財産処分期間内に処分を行ったことで不当に利益を得たもの。ただし、災害等やむを得ない理由による処分の場合を除く。
- (5) 過去 5 年以内に刑事法令による罰則の適用を受けているもの（法人その他の団体にあたっては代表者も含む）。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法

(平成16年法律第75号)に基づく申立・手続中(再生計画等認可後は除く)、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの。

- (7) 会社法(平成17年法律第86号)第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされているもの。
- (8) 都税その他租税の未申告又は滞納があるもの(猶予を受けている場合を除く)。
- (9) 東京都又は東京都政策連携団体に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っているもの。
- (10) 営業に関して必要な許認可等未取得していないもの(補助金申請後、実績報告時までに営業許可を受ける予定のあるものを除く)。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等。
- (12) その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないことと財団理事長(以下「理事長」という)が判断するもの。

(補助対象施設等)

第4条 補助金の交付の対象となる宿泊施設(以下「補助対象宿泊施設」という。)は、東京都内において旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行う民間の宿泊施設とする。ただし、営業停止処分等を受けている施設又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する「店舗型風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは除く。

第5条 補助金の交付の対象となる飲食店(以下「補助対象飲食店」という。)は、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) 東京都内において、食品衛生法(昭和22年法律第233号)で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、営業を行う店舗であること。ただし、営業停止処分等を受けている店舗又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っている店舗及びこれに類するものは除く。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)が経営している店舗であること。
- (3) 大企業が実質的に経営に参画していないこと。
- (4) 東京都が実施する「EAT 東京」(多言語メニュー作成支援ウェブサイト)の「外国語メニューがある飲食店検索サイト」に掲載されている店舗であること。

第6条 補助金の交付の対象となる小売店(以下「補助対象小売店」という。)は、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) 東京都内において、常設の販売場を設けて営業を行う次の各号のいずれかに該当する店舗であること。ただし、営業停止処分等を受けている店舗又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っている店舗及びこれに類するものは除く。
 - ア 免税販売手続を行う消費税免税店の許可又は販売場が所在する消費税法施行令(昭和63年

政令第360号)第18条の2第4項に規定する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者が免税販売手続を行う消費税免税店の許可を受けていること。

イ 旅行者に対して、東京都又は東京都政策連携団体が実施する所定の事業において開発・選定された商品を販売していること。

- (2) 中小企業者が経営している店舗であること。
- (3) 大企業が実質的に経営に参画していないこと。

第7条 補助金の交付の対象となる体験型コンテンツ提供施設等(以下「補助対象体験型コンテンツ提供施設等」という。)は、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) 東京都内において、旅行者を対象とした体験型コンテンツの提供を自ら常設し、恒常的に行う施設であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っている施設及びこれに類するものは除く。
- (2) 中小企業者が経営している施設であること。
- (3) 大企業が実質的に経営に参画していないこと。

第8条 補助金の交付の対象となる観光バス事業者(以下「補助対象観光バス事業者」という。)は、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) 東京都内において、観光周遊及び空港アクセス等の事業を営んでいること。
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第3条の3に定める路線定期運行を行う者に限る。)又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む民間の観光バス事業者であつて、事業の停止処分等を受けていないこと。
- (3) 以下の要件を全て満たす車両を用いて事業を営んでいること。
 - ア 観光周遊及び空港アクセス等の事業用自動車であること。
 - イ 乗車定員11人以上であること。
 - ウ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める道路運送車両の検査等及び自動車の登録を受けて、自動車検査証の交付を受けた車両であること。
 - エ 排ガスPM排出基準値0.18g/KWh以下であること。
 - オ 補助対象観光バス事業者が現に使用していること。ただし、発注しているバス車両を含む。(リース車両については、使用者は申請可能だが、貸与者は申請できないものとする。)

第9条 補助金の交付の対象となる観光タクシー事業者(以下「補助対象観光タクシー事業者」という。)は、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者であつて、東京都内で、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第2条第1項又は同法施行規程第2条第3号に該当する事業を実施している観光タクシー事業者であつて、事業の停止処分等を受けていないこと。

(2) (1) に該当する事業者が使用し、都内に使用の本拠の位置があり、申請日時点で国土交通省関東運輸局に一般車両として登録されている次のいずれかの車両を有していること。

- ア 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー車両
- イ 東京観光タクシー認定ドライバーが主として乗車する車両
- ウ 東京都地域通訳案内士が主として乗車する車両
- エ 全国通訳案内士が主として乗車する車両
- オ ホスピタリティタクシー乗務員が主として乗車する車両

第10条 補助金の交付の対象となる中小企業団体等（以下「補助対象団体等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する中小企業等協同組合で、東京都内に主たる事業所を有していること。
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する協業組合、商工組合及び商工組合連合会で、東京都内に主たる事業所を有していること。
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に規定する生活衛生同業組合で、東京都内に主たる事業所を有し、かつ、その構成員の3分の2以上が、中小企業者であること。
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する社団法人及び財団法人で、以下の要件を全て満たすもの。
 - ア 東京都内に主たる事業所を有していること。
 - イ 直近2期分の確定申告書が提出可能であること。
 - ウ 中小企業者4者以上で構成又は拠出されていること。
 - エ 中小企業者が構成又は拠出の3分の2以上を占めていること。

2 ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っているもの及びこれに類するものを構成員に含む場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

第11条 補助金の交付の対象となる観光関連事業者グループ（以下「補助対象グループ」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

なお、同年度中に構成員が2分の1以上同じグループでの申請は不可とする。

- (1) 東京都内で観光に関し営業する施設等を有する4者以上の事業者で構成されていること。
- (2) 第3条第1項（1）から（3）に該当し、かつ大企業が実質的に経営に参画していない中小企業者であるものが構成の2分の1以上を占めていること。
- (3) 第3条第2項に該当するものを構成員に含めないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っているもの及びこれに類するものを構成員に含めないこと。

(補助対象事業の区分)

第12条 補助金の交付対象となる事業は、新たに外国人旅行者の受入対応の強化を図るものとする。

(補助対象事業等)

第13条 理事長は、補助事業者が取り組む別表1-1から別表1-7までの補助事業の欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行うために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として必要かつ適当と認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費は、別表2の補助対象経費の欄に掲げるものとする。

なお、別表2の補助対象外経費の欄に掲げる経費については、補助金の交付対象にしないものとする。

(補助金の額)

第14条 補助金の額は、別表1-1から別表1-7までに掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助事業実施期間)

第15条 補助事業の実施期間は、交付決定の通知を受けた日から1年間とし、この期間内に第25条に定める実績報告を完了させなければならない。

(補助金の交付申請)

第16条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による交付申請書及び別記第2号様式による誓約書その他必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第17条 理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を調査・審査の上、交付すべきと認めたものについて補助金の交付を決定するものとし、別記第3号様式による交付決定通知書をもって、補助事業者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 理事長は、第1項の審査により、交付しないと決定したときは、その旨を別記第3号様式の2による不交付決定通知書をもって、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第18条 補助事業者は、前条第1項の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第19条 理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第1項の規定による補助金の交付決定の取消により特別に必要なになった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

(補助事業の内容等変更)

第20条 補助事業者は、次の各号に該当する場合には、別記第4号様式による補助事業変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。なお、いかなる場合でも、事前連絡なく事業内容を変更した場合には、当該変更箇所に係る経費は補助対象外とする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

2 前項による申請があったときは、変更内容等を調査・審査した上、承認すべきと認めたものについて補助金の交付を決定するものとし、その旨を別記第6号様式による補助事業変更承認通知書をもって、補助事業者へ通知するものとする。その際、理事長は、必要に応じて条件を付す、もしくは変更内容の修正を指示することができるものとする。

(補助事業の中止)

第21条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、別記第5号様式による補助事業中止承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項による申請があったときは、調査・審査の上、中止すべきと認めたものについて補助金の中止を決定するものとし、その旨を別記第7号様式による補助事業中止承認通知書をもって、補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第22条 補助事業者は、補助事業が第15条で定める期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第8号様式による補助事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告に基づき理事長から指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(状況報告)

第23条 理事長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

(補助事業の遂行命令)

第24条 理事長は、補助事業者が提出する報告、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行するよう命ずることができる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、理事長は、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第25条 補助事業者は、補助事業完了後30日以内又は第15条に定める補助事業実施期間内のいずれか早い期日までに、別記第9号様式による補助事業実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第26条 理事長は、前条の規定による事業実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第10号様式による交付額確定通知書をもって、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費に別表1-1から別表1-7までに定める補助率を乗じた額(千円未満の端数は切捨て)又は交付決定した額の、いずれか低い額とする。

(是正のための措置)

第27条 理事長は、前条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

2 第25条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合についても準用する。

(補助金の請求及び支払)

第28条 補助事業者は、第26条の通知を受けたときは、速やかに別記第11号様式による請求書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項による請求書が提出されたときは、速やかに支払うものとする。

(受入対応状況の報告)

第29条 補助事業者は、実績報告の日から1年後、別記第12号様式による受入対応状況報告書を理事長に提出しなければならない。ただし、災害時における外国人旅行者の受入対応、公衆無線LANの設置又は防犯カメラの設置のみを実施する場合は、この限りでない。

(重複受給の禁止)

第30条 東京都又は東京都の政策連携団体が実施する補助金等の補助対象経費と併用することはできない。国又は地方公共団体等が実施する補助金等と併用する場合は、当該補助金の補助対象経費から控除することとする。

(交付決定の取消し)

第31条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令等に違反したとき。
- (5) 第15条の規定による期間内に、第25条の規定による実績報告書の提出がなかったとき。
- (6) その他、法令違反が判明したなど、理事長が補助事業として不適切と判断したとき。

2 前項の規定は、第26条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第32条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第33条 補助事業者は、第31条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項の規定による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の基礎となる額の計算)

第34条 補助事業者は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合、納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付した金額は、まず返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。

2 補助事業者は、前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、

その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産の管理及び処分)

第35条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者が、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ別記第13号様式による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を別記第14号様式による財産処分承認通知書をもって、補助事業者に通知するものとする。その際、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を財団に納付させることができる。

4 前3項における、財産処分による公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）への納付金の算出は、次によるものとする。

$$(1) \text{「財団への納付金 (E)」} = (A - B) \times D / C$$

A：当該財産を処分したことにより得た収入 ただし、当該財産を処分したことにより得た収入の算出が困難な場合は、当該財産を処分したことにより得た収入は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づき減価償却した後の価格をもって、その収入に相当する額とみなすことができる。

B：補助事業の終了後に加えられた加工費等の費用

C：当該処分財産の補助対象経費

D：Cに対する当該補助金の確定額

(2) 財団への納付金額は、当該補助金の確定額を限度とする。

(3) 財団への納付金額の算出に当たり、小数点未満の端数金額が生じる場合は、当該端数金額を切り上げるものとする。

(補助金の経理等)

第36条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第37条 理事長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について報告を求め、必要に応じて立ち入り検査をすることができる。

2 理事長は、補助事業の遂行中及び完了後においても、補助事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該補助事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

(補助事業の公表と成果の発表)

第38条 理事長は、補助事業者を公表することができる。

2 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助事業者に発表させることができるものとする。

(義務の承継)

第39条 補助事業者が、補助事業実施の成果を、新たに設立する会社等に承継させる場合において、交付の決定に定める義務等は、承継後の会社等に適用があるものとし、補助事業者はそのために必要な手続きを行わなければならない。

(東京都との情報共有)

第40条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、この要綱に定める一切の書類（別記第1号様式から別記第14号様式まで及びその添付書類）について、東京都と情報を共有することとする。

(非常災害の場合の措置)

第41条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第42条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する

(補助対象事業及び補助金額)

別表 1-1 (宿泊施設)

補助 対象 事業	<p>補助事業者が補助対象宿泊施設において実施する以下の事業及び事業実施に係るコンサルティング。ただし、コンサルティングのみの実施は不可。</p> <ol style="list-style-type: none">1 多言語対応 (施設の案内表示・HP等の多言語化等)2 インバウンド対応に係る人材育成 (研修会開催、外部セミナー受講、接客マニュアル作成等)3 公衆無線 LAN の設置4 キャッシュレス機器 (クレジットカード・電子マネー・多通貨決済等) の導入5 ロッカー・セルフクロック等手荷物預かり設備の導入6 トイレの多機能化 (男女共用多機能トイレの設置)7 多様な文化・習慣を有する外国人旅行者の受入対応に係る整備8 災害時における外国人旅行者の受入対応 (防災マップの作成、避難誘導訓練の実施、事業継続計画(BCP)の策定等) ※「災害」とは、東京都産業労働局が作成した「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」に定める災害を指す。9 以下の場所で実施する防犯カメラの設置 ア 出入口 イ ロビー ウ 駐車場 エ フロント オ その他多くの客が利用する場所 ※設置箇所数は、一つの宿泊施設につき15箇所を限度とする (新設に限る)。ただし、過去にインバウンド対応力強化支援補助金の交付実績を有する宿泊施設については、15箇所から補助金により設置した箇所数を除いた数を限度とする。 ※犯罪の抑止又は犯罪被害の防止を目的として設置される、映像の表示又は記録の機能を有するものであること。ただし、専ら特定の私有財産の保護・管理等の用に供せられるものは除く。 ※補助対象設備の設置目的や運用方法等について、財団が定める事項を満たすとともに、規程として定めること。10 その他、理事長が外国人旅行者の受入対応の強化のために必要と認める事業
補助 金額	<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 補助率 1 施設当たりの補助対象経費の2分の1以内 ※補助対象事業の1については、補助対象経費の3分の2以内2 補助限度額 1 施設当たり、上限3,000千円 ※防犯カメラ設置事業は補助対象経費の2分の1の額又は900千円のいずれか低い額とする。 ※コンサルティングに係る経費は、補助対象経費の1割を上限とする。

別表 1 - 2 (飲食店)

<p>補助対象事業</p>	<p>補助事業者が補助対象飲食店において実施する以下の事業及び事業実施に係るコンサルティング。 ただし、コンサルティングのみの実施は不可。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多言語対応 (施設の案内表示・HP等の多言語化等) 2 外国人向けグルメサイトへの登録・掲載 3 インバウンド対応に係る人材育成 (研修会開催、外部セミナー受講、接客マニュアル作成等) 4 公衆無線 LAN の設置 5 キャッシュレス機器 (クレジットカード・電子マネー・多通貨決済等) の導入 6 トイレの多機能化 (男女共用多機能トイレの設置) 7 多様な文化・習慣を有する外国人旅行者の受入対応に係る整備 8 災害時における外国人旅行者の受入対応 (防災マップの作成、避難誘導訓練の実施・マニュアルの作成等) ※「災害」とは、東京都産業労働局が作成した「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」に定める災害を指す。 9 その他、理事長が外国人旅行者の受入対応の強化のために必要と認める事業
<p>補助金額</p>	<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助率 <ul style="list-style-type: none"> 1 店舗当たりの補助対象経費の 2 分の 1 以内 ※補助対象事業の 1 については、補助対象経費の 3 分の 2 以内 2 補助限度額 <ul style="list-style-type: none"> 1 店舗当たり、上限 3, 0 0 0 千円 ※コンサルティングに係る経費は、補助対象経費の 1 割を上限とする。

別表 1-3 (小売店)

<p>補助対象事業</p>	<p>補助事業者が補助対象小売店において実施する以下の事業及び事業実施に係るコンサルティング。 ただし、コンサルティングのみの実施は不可。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多言語対応（施設の案内表示・HP等の多言語化等） 2 インバウンド対応に係る人材育成（研修会開催、外部セミナー受講、接客マニュアル作成等） 3 公衆無線 LAN の設置 4 キャッシュレス機器（クレジットカード・電子マネー・多通貨決済等）の導入 5 トイレの多機能化（男女共用多機能トイレの設置） 6 災害時における外国人旅行者の受入対応 （防災マップの作成、避難誘導訓練の実施・マニュアルの作成等） ※「災害」とは、東京都産業労働局が作成した「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」に定める災害を指す。 7 その他、理事長が外国人旅行者の受入対応の強化のために必要と認める事業
<p>補助金額</p>	<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助率 <ul style="list-style-type: none"> 1 店舗当たりの補助対象経費の 2 分の 1 以内 ※補助対象事業の 1 については、補助対象経費の 3 分の 2 以内 2 補助限度額 <ul style="list-style-type: none"> 1 店舗当たり、上限 3, 0 0 0 千円 ※コンサルティングに係る経費は、補助対象経費の 1 割を上限とする。

別表 1 - 4 (体験型コンテンツ提供施設等)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補助対象事業</p>	<p>補助事業者が補助対象体験型コンテンツ提供施設等において実施する以下の事業及び事業実施に係るコンサルティング。ただし、コンサルティングのみの実施は不可。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多言語対応（施設の案内表示・HP等の多言語化等） 2 インバウンド対応に係る人材育成（研修会開催、外部セミナー受講、接遇マニュアル作成等） 3 公衆無線 LAN の設置 4 キャッシュレス機器（クレジットカード・電子マネー・多通貨決済等）の導入 5 トイレの多機能化（男女共用多機能トイレの設置） 6 災害時における外国人旅行者の受入対応 （防災マップの作成、避難誘導訓練の実施・マニュアルの作成等） ※「災害」とは、東京都産業労働局が作成した「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」に定める災害を指す。 7 その他、理事長が外国人旅行者の受入対応の強化のために必要と認める事業
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補助金額</p>	<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助率 <ol style="list-style-type: none"> 1 施設当たりの補助対象経費の2分の1以内 ※補助対象事業の1については、補助対象経費の3分の2以内 2 補助限度額 <ol style="list-style-type: none"> 1 施設当たり、上限3,000千円 ※コンサルティングに係る経費は、補助対象経費の1割を上限とする。

別表 1-5 (観光バス事業者)

補助対象事業	<p>補助対象観光バス事業者が実施する以下の事業及び事業実施に係るコンサルティング。ただし、コンサルティングのみの実施は不可。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多言語対応（施設の案内表示・HP等の多言語化等） ※翻訳機は1待合所、及び1車両につき各々1機を限度とする。 2 インバウンド対応に係る人材育成（研修会開催、外部セミナー受講、接遇マニュアル作成等） 3 車両への公衆無線LANの設置 ※設置箇所数は1待合所、及び1車両につき各々1機を限度とする。 4 キャッシュレス機器（クレジットカード・電子マネー・多通貨決済等）の導入 ※設置箇所は1待合所、及び1車両につき各々1機を限度とする。 5 災害時における外国人旅行者の受入対応（避難誘導訓練の実施・マニュアルの作成等） ※「災害」とは、東京都産業労働局が作成した「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」に定める災害を指す。 6 その他、理事長が外国人旅行者の受入対応の強化のために必要と認める事業
補助金額	<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助率 1 営業所当たりの補助対象経費の2分の1以内 ※補助対象事業の1については、補助対象経費の3分の2以内 2 補助限度額 1 営業所当たり、3,000千円 ※法人が事業に取り組む場合は、営業所の数に補助限度額を乗じた額を超えない範囲とする。 ※コンサルティングに係る経費は、補助対象経費の1割を上限とする。

別表 1-6 (観光タクシー事業者)

補助対象事業	<p>補助対象観光タクシー事業者が実施する以下の事業及び事業実施に係るコンサルティング。ただし、コンサルティングのみの実施は不可。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多言語対応（施設の案内表示・HP等の多言語化等） ※翻訳機は1車両につき、1機を限度とする。 2 インバウンド対応に係る人材育成（研修会開催、外部セミナー受講、接遇マニュアル作成等） 3 車両への公衆無線LANの設置 ※設置箇所数は1車両につき、1機を限度とする。 4 キャッシュレス機器（クレジットカード・電子マネー・多通貨決済等）の導入 ※設置箇所は1車両につき、1機を限度とする。 5 災害時における外国人旅行者の受入対応（避難誘導訓練の実施・マニュアルの作成等） ※「災害」とは、東京都産業労働局が作成した「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」に定める災害を指す。 6 その他、理事長が外国人旅行者の受入対応の強化のために必要と認める事業
補助金額	<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助率 1 営業所当たりの補助対象経費の2分の1以内 ※補助対象事業の1については、補助対象経費の3分の2以内 2 補助限度額 1 営業所当たり、3,000千円 ※法人が事業に取り組む場合は、営業所の数に補助限度額を乗じた額を超えない範囲とする。 ※コンサルティングに係る経費は、補助対象経費の1割を上限とする。

別表1-7 (中小企業団体等、観光関連事業者グループ)

<p>補助対象事業</p>	<p>補助対象団体等又は補助対象グループが実施する以下の事業及び事業実施に係るコンサルティング。ただし、コンサルティングのみの実施は不可。また、中小企業団体等、観光関連事業者グループとして共通した取組を対象とし、各施設等における個々の取組は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多言語対応（施設の案内表示・HP等の多言語化等） 2 インバウンド対応に係る人材育成（研修会開催、外部セミナー受講、接遇マニュアル作成等） 3 災害時における外国人旅行者の受入対応 （防災マップの作成、避難誘導訓練の実施・マニュアルの作成等） ※「災害」とは、東京都産業労働局が作成した「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」に定める災害を指す。 4 その他、理事長が外国人旅行者の受入対応の強化のために必要と認める事業
<p>補助金額</p>	<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助率 <ol style="list-style-type: none"> 1 団体・グループ当たりの補助対象経費の2分の1以内 ※補助対象事業の1については、補助対象経費の3分の2以内 2 補助限度額 <ol style="list-style-type: none"> 1 団体・グループ当たり、上限10,000千円 ※コンサルティングに係る経費は、補助対象経費の1割を上限とする。 ※観光関連事業者グループの場合、構成員の2分の1以上が同一の者である場合は、別グループとして申請があったとしても同一グループとみなす。

(補助対象経費及び補助対象外経費)

別表 2

補助対象経費	<p>別紙 1-1 から 1-7 の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 翻訳費、制作費、印刷製本費、機器・資材購入費、設置・工事費、講師謝金、会場使用料、初期登録費等 <p>※ 寄付金や広告収入、国・区市町村等からの補助金収入は補助対象経費から控除する。</p>
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業に関係のない経費 ・ 間接経費（補助金交付申請等の手続に係る申請書作成代行費、各種証明書取得経費、消費税その他の租税公課、送料、交通・宿泊費、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等） ・ 設備・機器設置後の維持費、メンテナンスに係る経費 ・ 施設の運営に係る経費 ・ 直接人件費（雇用する社員への支払い経費等） ・ 施設整備費（不動産取得費、建物等管理費、建築・土木委託費等） ・ 中古品の購入経費 ・ リース・レンタルによる設置機器に係る経費 ・ 一定期間使用を継続できない消耗品等の購入経費 ・ 交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費 ・ 契約から支払までの一連の手続きが、財団が指定する期日までに行われていない経費 ・ 見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、領収書等の帳票類が不備の経費 ・ 交付申請書に記載のものと異なる工事又は設備等の購入に係る経費 ・ 通常業務・取引と混合して支払いが行われており、補助対象経費の支払いが区分できない経費 ・ 他の取引と相殺して支払いが行われている経費 ・ 補助事業に係るものとして、明確に区分できない経費 ・ 他社発行の手形や小切手により支払いが行われている経費 ・ ポイントにより支払いが行われている経費 ・ 親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）、顧問契約の相手方等との取引に係る経費（ただし、工事を伴う補助事業において、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすもので、真に止むを得ない場合を除く。） ・ 汎用性があり、目的外使用になり得る経費 ・ 過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費 ・ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費 ・ 東京都又は東京都の政策連携団体が実施する補助金等の対象経費 ・ 補助事業完了後に、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産の一定期間継続使用が見込めないものに係る経費 ・ その他、理事長が適切ではないと判断する経費